

個人情報保護法に関する 宗教法人（住職）の注意事項

平成十七年四月から「個人情報の保護に関する法律」（以下、個人情報保護法）が施行されています。

個人情報とは名前や生年月日、住所など、個人が誰であるかを特定できるすべての情報を指しています。パソコンなどの発達により大量にデータを高速でやり取りできる現代社会に対応するため、国は平成十五年五月に個人情報保護関連法案を交付しました。

これにより、寺院（宗教法人）も「個人情報取り扱い事業者」とされています、

- ① 個人情報を当事者の了解を得て適正に所得しなければなりません。
- ② 所得した情報を特定された目的以外には使ってはならない。
- ③ 漏えいを防がなければならない。などの義務が課せられることになっており、法律に違反すれば六カ月以下の懲役または三十万円以下の罰金となります。

① 過去帳：利用目的の限定（年回

案内、回向供養）。問合わせがあっても閲覧は不可。他の方法で開示する。公開は絶対に不可。永久保存。

② 現在帳：利用目的の限定（行事案内、自宅案内）。本人の部分は閲覧可。業務上、不要なものは削除廃棄する。

③ 檀信徒名簿：利用目的の限定（行事案内）本人の部分は閲覧可。業務上、不要なものは削除廃棄する。機関紙等発送委託を第三者にするときは十分に注意すること。

④ 墓石簿：死者に関係ある者以外への閲覧は不可。また、原簿だけでなく、個人名の記された墓石も個人情報にあたる。

⑤ 年回表：原簿だけでなく、年回の書き出しなども個人情報にあたる。公表することを事前に明示しておくこと。

⑥ 寄付名簿：原簿だけでなく、寄付者の書き出しなども個人情報にあたる。公表することを事前に明示しておくこと。などが考えられます。

また、いつ、どんな理由で苦情

が寄せられるとも限りません。年回忌法要の書き出しなど、当然の情報を発する場合にも注意を払うべきで、寺院規則や内規に個人情報の取り扱いについて定めることも必要かもしれません。それには、このような内容を盛り込むことが必要でしょう。

① 寺院は檀信徒の個人情報の保護を図ること。

② 寺院の所有する個人情報は宗教活動及びそれに付随する行為以外には用いないこと。

③ 宗教活動以外に使用する場合に本人の了解を得ること。

④ 情報の開示請求があつた場合は法の定める範囲内においてこれに応じるが、それによって第三者へ情報が漏えいする危険性がある場合にはこれに限らないこと。

⑤ 寺院が情報管理を徹底していたにもかかわらず、盗難など第三者の不正な行為による情報漏えいについては責任を負わないこと。

以上は例ですが、個人情報の取り扱いに関する明確な規約を事前

に定めておくことも重要です。

この注意事項は『正法輪・第56巻11号（平成18年11月号）』に掲載した文章を、抜粋・修正し再掲載したものです。いまだ、「身元調査」にかかわる事件は後を絶たず、宗教界においても過去帳閲覧などに関した事例が発生しています。「結婚差別」や「就職差別」など、偏見による差別・排除を引き起こす「身元調査」は人権侵害です。現在では個人情報の取得が制限されているため、寺院から情報を得ようとする調査会社もあるようです。

「身元調査」などの個人情報の悪用による人権侵害に、無自覚のうちに協力することがないように、今一度、具体的ガイドラインを見直し、よりいっそうの意識をもつことが求められています。また、理由の如何を問わず過去帳やそれに類するものを直接、部外者に閲覧させること自体、個人情報管理の上で問題がありますので、身元調査を目的としない場合でも、情報の取り扱いには慎重にお願いします。

《教学部教學課・

人権擁護推進本部》